

川崎町「道の駅」基本計画等策定業務委託
公募型プロポーザルにおけるヒアリング（プレゼンテーション）審査実施要領

1 ヒアリング（プレゼンテーション）審査の対象

川崎町「道の駅」基本計画等策定業務委託公募型プロポーザルにおけるヒアリング（プレゼンテーション）（以下「ヒアリング」という。）審査は、川崎町「道の駅」基本計画等策定業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による一次審査によりヒアリング審査対象となった者（以下「対象者」という。）を対象に実施する。

2 ヒアリング審査の実施方法

(1) ヒアリング審査日

令和2年7月22日（水）

(2) ヒアリング審査の実施順及び時間

ヒアリング審査は、ヒアリング審査実施時間表（別紙1）に基づき実施する。

①実施順

実施順は企画提案書等受付完了順とする。

②ヒアリング審査日時等の通知

令和2年7月17日（金）17時までに電子メールで通知する。

(3) ヒアリングの出席者

説明員は、5名以内とし、様式6に記載された配置予定管理（主任）技術者が行うこととする。なお、配置予定管理（主任）技術者が事故等によりやむを得ない事由で出席できない場合は、様式6に記載されている配置予定担当技術者が行うこととし、速やかに事務局に連絡すること。

(4) ヒアリング審査の概要

①企画提案書の提案内容について、プレゼンテーションを20分以内で行う。説明途中であっても20分を超過した時点で終了とする。プレゼンテーション終了後に、10分程度の質疑応答を行う。

②プレゼンテーションは、映写した画像を用いて実施することができるものとする。本町が準備するプロジェクター、スクリーン、コンセント、延長コードは利用することができるが、パソコン等の必要機材の準備は対象者で準備すること。なお、本町が準備するプロジェクター等を利用する場合は、事務局と事前に連絡確認を取り日程調整を行い、ヒアリング審査実施日5日前までに持参するパソコン等との動作確認を行うこと。

③プロジェクター等を用いて映写する際に使用するファイルは、提出された企画提案書及びその内容を説明するものに限る。ただし、内容が新しく追加、変更

されたものは不可とする。

④ヒアリング審査は非公開とする。

(5) 禁止事項

次の事項に該当する対象者は失格とする。

①通知したヒアリング審査の受付時間に遅刻した対象者。ただし、選定委員会がやむを得ない事由と判断した場合はこの限りではない。

②選定委員会及び事務局の指示に従わない対象者。

③プレゼンテーションでの説明に用いた映写画像の内容が、提出された企画提案書の内容と異なったり、新たに追加または変更された場合。

3 その他

(1) ヒアリング審査において、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局が協議し決定する。また、その内容は必要に応じて対象者全員に通知するものとする。

(2) ヒアリング審査の進行状況により、別途通知する開始時刻が前後する場合は、事務局の指示に従うこと。

別紙1

ヒアリング審査実施時間表（予定）

※変更になる場合もあります。

日時	説明順	項目	審査時間
令和2年7月22日 (水曜日)	1	入室	10:00
		説明準備	10:00～10:05
		プレゼンテーション	10:05～10:25
		質疑応答	10:25～10:35
	2	入室	11:00
		説明準備	11:00～11:05
		プレゼンテーション	11:05～11:25
		質疑応答	11:25～11:35
	3	入室	13:00
		説明準備	13:00～13:05
		プレゼンテーション	13:05～13:25
		質疑応答	13:25～13:35
	4	入室	14:00
		説明準備	14:00～14:05
		プレゼンテーション	14:05～14:25
		質疑応答	14:25～14:35
	5	入室	15:00
		説明準備	15:00～15:05
		プレゼンテーション	15:05～15:25
		質疑応答	15:25～15:35